

預金保険法第 80 条に基づく「業務 及び財産の状況等」に関する報告書

平成 14 年 2 月 14 日

臼杵信用金庫

金融整理管財人

岩崎 哲朗

嶋 直志

目 次

I.	管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	頁
1.	はじめに	1
2.	経営破綻の原因	1
(1)	当金庫をとりまく経営環境と経営状況	1
(2)	経営破綻に至った経緯	1
(3)	破綻に至った要因	2
3.	管理を命ずる処分までの状況	2
(1)	資本の状況	2
(2)	自己資本回復の断念	2
II.	業務及び財産の状況について	
1.	与信業務	2
2.	預金業務	2
3.	投資等業務	3
(1)	投資有価証券	3
(2)	商品有価証券	3
4.	固定資産等の状況	4
5.	不良債権の状況	4
6.	関連会社の状況	5
III.	事業譲渡等の見込みについて	
1.	基本方針	5
(1)	早期譲渡	5
(2)	優良な顧客基盤・資産の維持	5
(3)	経費の削減	5
(4)	地域金融機能の維持	5
(5)	内部管理体制の整備	5
(6)	責任追及体制の確立	5
2.	具体的な施策	5
3.	事業譲渡の見込み	5
IV.	旧経営陣に対する民事上、刑事上の責任追及について	
1.	はじめに	6
2.	刑事责任追及について	6
3.	民事責任追及について	6
4.	旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理	7

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当金庫は、平成13年11月16日、預金保険法第74条第1項第2号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」(以下「管理を命ずる処分」という。)を金融庁長官より受けました。当金庫が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので以下のとおりご報告いたします。

2. 経営破綻の原因

(1) 当金庫をとりまく経営環境と経営状況

当金庫は昭和24年11月1日、臼杵信用組合として設立、その後、昭和28年6月12日信用金庫に組織変更し、地域内に居住する地域住民の企業活動と生活の向上を目的として事業展開を行い、現在に至っております。営業地域については臼杵市、津久見市、大分市、北部郡佐賀関町、大野郡野津町、三重町とし、店舗は臼杵市に本店、その他支店5店舗、出張所1店舗で営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。営業地域での預貸金シェアは、2割以上を占めています。

(2) 経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として会員への資金提供等業務拡大を図ってまいりましたが、景気の長期低迷等により、個人消費の低迷、取引先の経営悪化による貸出金の不良債権化、金利低下と株価下落による収益の減少等厳しい経営環境が続いておりました。

こうした厳しい経営環境のなか近年は経営体质の改善を目指し、不良債権の回収促進と償却・引当の実施により資産内容の健全化を図ってまいりましたが、過去の有価証券投資にかかる償却に加えて、取引先企業の更なる悪化・保有株式等時価の著しい下落による有価証券の評価損の拡大等により平成13年9月末の自己資本比率は△5.98%で11億43百万円の債務超過に陥り、業務の継続が困難な事態となつたことから今後の自力再建を断念し、破綻公表をするに至りました。

(3) 破綻に至った要因

本業収入である貸出金の低迷・金利低下による利鞘の縮小等により、収益基盤を有価証券・株式・外債等の余資運用に依存した体质であったため、優良取引先の確保の努力、小口金融に徹した消費者ローン等による高金利商品の拡充等を試み、収益体质の改善を図りましたが、内容の健全化等貸出金を含めた資産運用面での効果的な経営施策が実現出来ないまま経営体质を改善出来ずに推

移し、近年の急激な株価の下落等による保有有価証券の評価損の拡大等により債務超過となつたことが破綻に至つた主たる要因と考えます。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当金庫は、平成13年9月27日九財金2第219号九州財務局長の命令により、平成13年9月末を基準日として、財務状況等の報告を求められましたことから自己査定を実施いたしましたところ、11億43百万円の債務超過に陥り、自己資本比率は△5.98%となりました。

(2) 自己資本回復の断念

当金庫は、平成13年9月末時点において適正な自己査定による償却・引当および保有株式等時価の著しい下落による有価証券の評価損の拡大等により、財務内容が債務超過の状態に陥りました。

平成13年11月14日付九財金第274号「自己資本の充実策について」により、自己資本の充実策の報告を求められましたが、出資金の増強策や即効性あるリストラ策も見出せず、短期間での自己資本の充実は困難であり、また、現時点で想定される期間収益等を考慮しても平成14年3月期決算において債務超過の状態を解消することは極めて困難と判断した旨を、平成13年11月16日預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うにいたりました。

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当金庫の与信業務については、主要営業地域である臼杵市・津久見市の建設業サービス業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めています。

＜貸出金残高推移＞ 店舗数：7店舗 (単位：百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	21,609	100.0%	21,258	100.0%	19,675	100.0%	178,403	100.0%
うち中小企業	13,788	63.8%	13,678	64.3%	13,157	66.9%	123,818	69.4%
うち個人	7,596	35.2%	7,309	34.4%	6,156	31.3%	51,414	28.8%
うちその他	224	1.0%	271	1.3%	361	1.8%	3,170	1.8%

※ 「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

当金庫の預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

<預金残高推移> 店舗数：7店舗

(単位：百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	31,642	100.0%	32,083	100.0%	32,661	100.0%	279,681	100.0%
うち個人預金	25,564	80.8%	25,622	79.9%	26,369	80.7%	213,556	76.4%
うち法人預金	5,536	17.5%	5,940	18.5%	5,481	16.7%	53,980	19.3%
うちその他	540	1.7%	520	1.6%	810	2.4%	12,142	4.3%

※ 「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、これまで外国証券や証券投資信託を中心に運用を行ってきました。13年9月末の当金庫の有価証券評価損益（減損処理）は評価益が7百万円、評価損2,424百万円（減損処理額1,891百万円）ネット評価損2,417百万円となっております。

<投資有価証券残高推移>

(単位：百万円)

投資有価証券	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
	8,919	9,551	7,271	△1,153
国債・地方債	617	1,074	1,084	0
社債	1,696	552	140	7
株式	65	549	1,148	△395
その他の	6,539	7,374	4,898	△765
貸付有価証券	—	—	—	—

(2) 商品有価証券

当金庫は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産等の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

<固定資産の状況>

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿 値 取得価格	評価額	含み損益	件数	簿 値 取得価格	簿 値 償却後
事業用 不動産	6	528	444	△84	8	236	230
所有 不動産	—	—	—	—	—	—	—

5. 不良債権の状況

当信用金庫の不良債権は以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

	12年3月期		13年3月期		業界平均（13年3月期）	
	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合	貸出金 残 高	貸出金に 占める割合
破綻先債権	29	0.12	219	1.00	2,438	1.3
延滞債権	498	2.15	555	2.54	10,699	5.5
3カ月以上延滞債権	102	0.44	35	0.16	234	0.1
貸出条件緩和債権	515	2.23	638	2.92	5,016	2.6
合 計	1,144	4.95	1,447	6.63	18,387	9.4

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

区分	平成12年3月期		平成13年3月期		業界平均（平成13年3月末）	
	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合	金額	債権の占める割合
破綻更正債権等	231	1.03	799	3.66	6,822	3.4
危険債権	1,238	5.51	723	3.32	7,796	3.9
要管理債権	458	2.04	399	1.83	4,693	2.3
正常債権	20,538	91.42	19,892	91.19	182,737	90.4
合 計	22,466	100.00	21,814	100.00	202,048	100

6. 関連会社の状況

会社名	主な業務内容
該当なし	

III. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当金庫の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当金庫の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

預金保険法第83条に基づき、11月26日に金融整理管財人のもとに、「経営責任解明委員会」を設置し、旧経営陣等の責任追求を検討しております。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用金庫としての事業特性や地域経済及び

善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、大分信用金庫との間で平成13年12月19日事業譲渡契約書を締結しております。今後も早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。

IV. 旧経営陣に対する民事上・刑事上責任追及について

1. はじめに

金融整理管財人は臼杵信用金庫の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事またはこれらの者であった者に対する責任追及を行なうことが重要な職務の一つとされていることから（金融再生法18条）、就任後、金融整理管財人2名を中心に審査セクション等のプロパー職員に公認会計士2名を加えて「18条委員会（経営責任調査委員会）」を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じて法的責任追及のための慎重な調査・検討を行なってまいりましたので、今日までの状況について報告します。

2. 刑事責任追及について

金融整理管財人は多額の不良資産等の発生に関与した役員（退職又は非常勤となつた役員も含む）の権限と責任を明らかにすべく、関係者から事情を聴取するなどして慎重に調査・検討を行なってきましたが、現在まで背任の故意を認めるに足る事案を発見するにいたっておりません。

3. 民事責任追及について

(1) 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

金融整理管財人は、大口の実質破綻先及び破綻先に対する不良債権について、理事会議事録、融資関係の稟議書、その他稟議添付書類資料、諸帳簿等を1件ずつ精査し、融資した経緯、担保の徴求状況、回収手続等を中心に調査を行い、損害賠償責任に結びつくような個別・具体的な法令違反や任務解怠の有無について関係者から事情を聴取するなどあらゆる見地から、総合的に行い判断しました。また、役員または親族企業への融資についてまで網羅的な調査を行い、違法性が認められる事案があるかどうか調査・検討をしました。

(2) 調査結果

臼杵信用金庫の融資案件については、記録を精査し、事案の絞り込みをなした上で、責任追及の可否を検討してきました。特に、臼杵信金内部で貸出限度の額を決め、その融資をなした後、同社を迂回する目的で実質的に同一会社に対する貸出が実行された事案や、債務者からの申出を聴取するのみで、債務者の財務内容の検討や事業計画、資金使途、返済原資の調査等、事前に確認すべき事項の調査を怠っていた案件、及び、保全面においても貸出当時、評価が甘く多額の保全不足が発生しているものも見受けられます。また、これら融資先の中には短期間で多額の融資を

実行し、殆ど回収できないまま不良債権化した融資先も見受けられております。さらに回収手続についても、これらの案件の中には債務者の申出どおり安易に条件変更に応じている案件もあります。

(3) 調査結果に基づく検討

以上のとおり、旧経営陣の任務懈怠により、信金法第35条等に基づく損害賠償責任について調査を行ってきたところですが、民事提訴を行なうかどうか今後、更に責任の所在について具体的に詰めていく必要があると考えます。

4、旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

上記のとおり、旧経営陣に対する損害賠償責任を問うる案件は発見されたものの、提訴までには更に調査を行う必要がありますので、今後、株式会社整理回収機構において、責任追及が行いえるよう、従前の調査資料を同社に引き継いだ上、臼杵信用金庫の旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡いたします予定であります。

以上